

令和3年度第1回流山市国民健康保険運営協議会

- 1 日 時 令和3年5月17日（月）通知による書面開催

- 2 委 員 中村 悦子、山本 茂、福田 芙美子、吉田 春美、
保田 国伸、笠原 裕司、中久木 典子、高杉 幹、
藍川 治助、石渡 烈人、堀内 龍文、神田 英子、
木川 稔

- 3 議事内容
（1）令和3年度国民健康保険実施計画（案）について
（2）令和3年度国民健康保険料収納実施計画（案）について

- 4 質問意見等 次ページから

資料No.	意見等	回答
<p>・回答欄にある令和2年度実績数値等については、3月末現在の決算見込値であり、今後変更の可能性がります。</p>		
<p>1. 実施計画</p>	<p>1. 令和3年度国保実施計画について</p> <p>○新型コロナウイルス感染症に係る実施項目が2件記載されている。 今年度は財政調整積立金から3億円を取り崩して対応するべく予算を立てておられるが、コロナに関してどの程度の金額が歳入、歳出でそれぞれ発生すると予測されているのでしょうか？ 令和2年度の実績はまだ少ないと思いますが、そこから類推できれば予測もできるのではないのでしょうか。</p> <p>○その他の実施項目はすべて継続案件であり昨年度から改善を続けておられることと考えます。</p>	<p>【歳入について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度当初予算では、歳入の根幹である保険料収入について、コロナ禍の影響により令和2年中の所得減少が想定されることや税制改正に伴う基礎控除額の改正などにより、令和2年度当初予算比178,486,000円の減を見込んでいます。 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免は、令和2年度申請実績は356件、72,051,500円でした。 令和3年度申請については、新型コロナウイルスの感染状況が社会経済動向に及ぼす影響が見込めないため、現時点で減免額等の予測は困難ですが、引き続き国の財政支援等の動向を注視し対応してまいります。 <p>【歳出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度当初予算では、歳出の大部分を占める保険給付について、被保険者数がコロナ禍の影響により減少幅が緩やかとなること等により、令和2年度当初予算比336,381,000円の増を見込んでいます。 新型コロナウイルス感染症に感染又は感染を疑われ、療養のために労務に服することができない被用者を対象とした傷病手当金については、令和2年度支給実績が4件、355,796円でした。 令和3年度当初予算では、5件、1,000,000円を支給予定額としております。
<p>2. 収納計画</p>	<p>2. 令和3年度保険料収納実施計画について</p> <p>○令和3年度目標収納率を設定し諸施策を推進することは評価できる</p> <p>○繰り越し分に関して目標収納率が44.23%と記載されている。 元年度の確定値が44.62%、2年度が43.23%とある。過去5年を見て改善されているのか、横這いなのか知りたい。 繰越分の占める割合が無視できるほど小さければ問題ではないと考えます。</p>	<p>H27 38.44% H28 38.15% H29 44.07% H30 44.60% R 1 44.62%</p> <p>繰越分の過去5年間の収納率は上記のとおりとなっており、全体を通し、収納率は改善されているといえます。また、年度当初の繰越調定額が全体調定額を占める割合は実績値でH30が15.01%、R1が13.54%、R2が12.19%、R3が予算値で13.12%となっております。</p>
<p>1. 実施計画</p>	<p>事項別実施計画の事項3医療費適正化対策の推進 (6)療養費などの適正化に関して、内容で「柔道整復に通院する被保険者にアンケート調査を実施し、通院状況を確認する。」とありますが、これに対して下記2点の意見を述べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復に限定せず、他の診療科目についてもアンケート調査を実施し、医療機関の適正な利用状況であるかの確認を行って頂きたい。 ・柔道整復に関して、アンケート調査実施により、適正な通院状況になったと想定される数値(通院減少率)などが把握できていれば実績を報告して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復に関しては、保険適用の可否について被保険者の理解が乏しい等の事情により、厚生労働省からもアンケート等を通じて給付の適正化に努めるよう求められているところです。その他の診療科目の受診頻度については体調等、被保険者ご自身の事情もございまして、本市としては広報ながれやまや医療費通知を通じて適正化に努めています。 ・アンケート実施の4カ月後を目安に、受診状況の変化があるかの確認を行っております。昨年12月に実施したアンケート対象者のうち、約65%の方に減少効果がみられました。その全てがアンケートによる効果とは考えにくいですが、受診状況について被保険者と接触する機会を設けることの意義はあると感じています。

資料No.	意見等	回答
2. 収納計画	5 収納率向上対策の(7) 執行停止に「居所不明及び生活困窮等で徴収不能な債権は積極的に執行停止をかける。」とありますが、積極的に執行停止をかけ、徴収可能な案件により多くの業務時間を費やせるような仕組みを構築して頂きたい。限られた人員と時間を有効に活用すべく、費用対効果が最大化するような執行体制をより強化して頂きたい。	・先進市等の事例を参考にするなど、既存の方法に囚われず、より効率的な滞納整理に努めてまいります。
2. 収納計画	目標収納率の数字の設定根拠は何でしょうか。	・現年度分の収納率については、実績に応じて国から交付金が得られる仕組みとなっております。昨年度、交付金が最大限得られる評価指標が、95.21%であり、この値を目標収納率として設定しました。昨年度の値を用いているのは、今年度の評価指標がまだ公表されていないためです。 繰越分の収納率については、前年度よりも1%以上向上していれば交付金を得られる仕組みのため、令和2年度収納率である43.23%に1%を加算した44.23%を目標値として設定しております。
1. 実施計画	・事業実施については、市広報紙やホームページ・電話・文書等、詳細に掲載されていますが、実際利用される方で新聞を購読をしていない・パソコン・スマホが利用出来ない等お年寄等への周知方法がもっとあるといいですね！	・今後も様々な世代の方に対応した周知に努めてまいります。
1. 実施計画	・「健康を支える栄養学」での調理実習、講座等ですが、保健センターで健康づくり推進員を経験しました。生活習慣病予防等の調理実習、講座等を学びました。目的は同じなのに全く別物？…といつも疑問に思っています。	・「健康を支える栄養学」は、年々増加する医療給付費を抑制するため、生活習慣病をはじめとする疾病及び当該疾病の重症化の予防を目的とし、食生活に視点を置いた事業ですが、調理実習及び講座等だけではなく、個人個人に食生活分析診断(ミラー)を通じて、知識の啓発、普及及び実践に努めています。
1. 実施計画	・特定健康診査の自己負担金の無償化と受診期間の拡大は、コロナの影響で受診者の減少が懸念されますので、是非とも令和3年以降もよろしくお願いします。	・令和4年度以降の自己負担金及び受診期間については、令和3年度中の受診率等を検証し、検討してまいります。
1. 実施計画	・ジェネリック医薬品ですが私の場合、病院の先生から「成分は同じなのでジェネリックにします。」と…積極的に病院・薬局から声掛けしてもらいたいと思います。	・ジェネリック医薬品の活用を啓発するため、ご希望の方には保険年金課窓口にて「ジェネリック医薬品希望カードケース」や「ジェネリック医薬品希望シール」を配布するとともに、広報ながれやまにも啓発記事を掲載しております。 ・引き続き、ジェネリック医薬品の啓発に努めてまいります。
1. 実施計画	・マイナンバーカード制度の連携で、医療機関を受診出来るようになると便利ですが「オンライン資格確認」等、分かり易い情報提供をお願いします。	・当初予定されていた令和3年3月からの「オンライン資格確認」の本格稼働は延期されましたが、今後予定されている本格稼働に向け、引き続き情報提供に努めてまいります。
2. 収納計画	・流山市の収納率は、いろいろ工夫されていて素晴らしいですね。これからもよろしくお願いします。	・今後も、収納率を向上できるよう努めてまいります。
2. 収納計画	・クレジットカードでの支払いは、PayPay等もいいと思います。	・LINEPay請求書払いについては既に導入済ですが、その他(PayPay等)の電子マネー収納については、クレジットカード納付と同時期の導入に向け、税担当課と協議しております。

資料No.	意見等	回答
2. 収納計画	・口座加入率の向上を目指したキャンペーン、抽選による記念品贈呈は魅力ある物でない効果は期待できないですね。	・口座加入キャンペーンについては、幅広い世代で活用できる品物を検討しております。
1. 実施計画	・初めて経験する新型コロナウイルスの問題は、今も終わりが見えていません。 景気の回復が見込めない中では、前年度並みの事業継続、また、3億はととも大きな金額ですが歳入の補填もやむを得ないことと思います。	・引き続き、持続可能な国民健康保険の運営に努めてまいります。
2. 収納計画	・口座振替キャンペーンについては、効果のある事業となるようPRに務めていただきたいと思います。	・効果が出せるよう、PR等に努めてまいります。
1. 実施計画	・長期に亘る緊急事態宣言やまん延防止措置により、時短や休業・廃業等により、収入減や無収入による生活困窮者が激増している中、市の保険料収入の減少する反面、県の納付金は増額になる厳しい状況と述べられているが、市財政の厳しい状況下、矛盾していると考えます。市長会等を通して、国や県に減額措置の要求をお願いしたい。	・令和3年度事業費納付金は、平成29年～令和元年の3か年における所得より推計される令和2年所得を基に算出されるため、新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況・社会情勢が反映されていないのが現状です。 ・今後は、実際の被保険者の令和2年所得の動向を注視し、当該納付金が実態と著しく相違するなどの場合は、県及び国に対し、要望等を検討してまいります。
1. 実施計画	・生活困窮者が激増しており、国保料滞納者が心配です。減免や資格等について、基準の明確化を図り、きめ細かな指導・支援をお願いします。	・保険料の減免については、条例及び取扱要領により必要な事項を定め、申請に基づき対象となった場合は減免を実施しております。 ・さらに、令和2年度からは、コロナ禍の影響で一定の収入が減少されている方には、保険料の減免申請をご案内しております。 ・また、保険料のお支払いが困難と訴えられる方については、生活状況や収支状況をお伺いする等のきめ細やかな相談を実施したうえで、分割納付計画を立てさせていただきます。
1. 実施計画	・ジェネリック医薬品の使用促進については、他市町村医療機関利用者の医薬品使用について、本人の医療機関への申し出のご指導・ご支援をお願いします。	・ジェネリック医薬品の使用促進のため、本市としては様々な啓発に努めておりますが、引き続き、流山市内及び他市町村の医療機関を利用される方への啓発に努めてまいります。
2. 収納計画	・コロナ禍による生活困窮者急増により、国民健康保険料の収納率低下の想定について。担当として、どのようにお考えておりますか。 流山市の生活福祉資金貸付状況は、激増しておりこの現状を踏まえると、収納率を上げるのは、大変厳しい状況にあると考えます。 コロナ禍による一時的未納者への対応は、無理のないきめ細かな納入計画の善処をお願いします。	・委員のお考えのとおり、コロナ禍の中で例年のように収納率を上げることは困難であると考えますが、納付困難な方、特にコロナ禍の影響で収入が減少されている方については昨年度と同様に、保険料の減免申請をご案内いたします。要件を満たされた方については、保険料額が一定割合減免されることとなり、同時に保険料の調定額も減少することになりますので、収納率の低下は一定程度防げるものと考え、目標収納率も令和2年度予定収納率より高い値を設定しております。 なお、保険料額のお支払いが困難と訴えられる方については、生活状況や収支状況をお伺いする等のきめ細やかな相談を実施したうえで、分割納付計画を立てさせていただきます。
2. 収納計画	・悪質は、「差押を執行」とあるが令和2年度の実施件数。	・令和2年度の保険年金課で行った差押件数は230件、元年度は283件となります。

資料No.	意見等	回答
2. 収納計画	<ul style="list-style-type: none"> ・相談業務を充実し、未納者の把握、収納能力の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・納付相談や財産調査を積極的に行い、差し押さえや執行停止処分等の滞納整理を適切に行うことに努めてまいります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、高齢者の医療費自己負担が、収入により1割から2割になる状況を踏まえると、国民健康保険料の自己負担率の増加もあるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の後期高齢者医療費については、後期高齢者ご自身の自己負担や保険料の他、国等の公費や市町村国保等の加入者（いわゆる現役世代）が負担する支援金で賄われております。 ・このことにより、制度全体としては、後期高齢者ご自身の自己負担が増えることにより、相対的に市町村国保が負担する支援金が減り、市町村国保の負担は減るものと想定されますが、各市町村の国民健康保険料に影響を及ぼすか否かについては、それぞれの市町村の財政状況や被保険者の所得等の状況によるため、一概に国民健康保険料が増減するかは不透明です。
1. 実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品への切り替えで経済的負担は軽減され、大変助かり良いと思っております。ただ、同じ内容の医薬品が何回か代わりの医薬品になって、その時は不安を感じます。もちろんその時は薬剤師の方が説明されますが、2回もかわるとその薬は大丈夫かなと思ってしまいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品の利用については、医師及び薬剤師とよく相談し、ご活用ください。
1. 実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー制度の連携の継続は良い事と思えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、連携に努めてまいります。
1. 実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険運営の影響について、県への納付金のうち不足分を財政調整積立基金より3億円充当しているということなのか。ではその基金の原資は何か。また、残高はいくらか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政調整積立基金の3億円の取り崩しについては、主に歳入面では保険料収入、歳出面では事業費納付金に充てることを想定しております。 ・財政調整積立基金の原資については、これまでの単年度ごとに発生した国保財政全体の収支余剰金を積み立てているため、様々な歳入項目等が原資となっています。 ・なお、令和3年3月31日時点の基金残高は413,774,000円となっておりますが、今後確定する令和2年度の収支によって残高は変動する可能性があります。
1. 実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・居所不明者にかかる実態調査と資格喪失処理について、職員による実態調査期間はどれくらいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居所不明者の実態調査については、住民基本台帳登録上の住所に送付した文書等が返戻された際、当課職員による現地実態調査等を行い、居住実態がない者について、市民課に職権消除依頼をしております。当課で行っております上記の手続きに要する期間は1か月ほどです。
1. 実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・納期内納付の促進について、口座振替の際、手数料はあるのか。ある場合負担はどちらか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関へ口座振替を依頼する委託料は一件6円（税抜き）、振替ができた場合の手数料が、さらに1件10円（税抜き）かかります。いずれも流山市の負担となります。
1. 実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・納付環境の整備について、納付しやすい環境の整備を図るとあるが、第三者（納付書等）を介さない方法はないのか。担当口座への直接振り込み等ATM利用が可能など。 	<ul style="list-style-type: none"> ・納付書を使用しない納付方法としては口座振替のみとなり、一度、口座振替登録をすると、翌年度以降も自動で振替が継続されます。なお、流山市役所の口座への直接振込はできません。 また、納付書に記載されているバーコードや納付番号を使用し、人に会わずに納付できる方法としては、Yahoo! 公金支払い、モバイルレジ、LINE Pay請求書支払いがあります。
2. 収納計画	<ul style="list-style-type: none"> ・目標収納率について、繰越分とは未回収分ということか。また、実際の収納率はそれぞれの位なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越分とは、現年度より前に発生した賦課の未納分が累積したものです。収納率の実績については、2ページ4（1）に記載しております43.23%です。

資料No.	意見等	回答
2. 収納計画	<p>・重点施策について、担税力のない者とあるが、「者」は不適切な表現ではないか。市民とか・・・</p>	<p>・法律や公文書では「人」のことを「者」と表記いたします。例えば、国税徴収法では「滞納者」という言葉が条文内の文頭で用いられていた場合、次にそれを表記する場合、「その者」と転換されます。また、収納実施計画とは、当該年度の収納事務の方針等を策定した公文書となりますので、「者」と表記することとなります。</p>
2. 収納計画	<p>・担税力のない場合、医療を受けられる仕組みは用意されているのか。</p>	<p>・保険料が納付できずに資格証となり、万が一、医療が必要となった場合については、納付相談のうえ、短期保険証を発行し、医療を受けて頂くこととなります。また、災害や失業等の特別な理由により収入が減少し、生活が困難となった場合において、医療機関への一部負担金を支払うことが困難であり、申請のうえ一定の要件を満たした場合は一部負担金が徴収猶予または免除されることとなります。</p>